

福岡広域都市計画地区計画の変更 新旧対照表

【変更後】

変更箇所

名 称	ユウス 夜臼地区地区計画	
位 置	新宮町新宮東二丁目の一部、夜臼二丁目の一部	
面 積	約3.0ha	
地区計画の 目 標	本地区の一部は、都市計画道路3・3・3-2湊・三代線の高架部分であること、またJR鹿児島本線に近接していることを考慮し、当該道路整備と併せて、その沿道地域の特性にふさわしい工業の利便の維持増進を図る。	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	土地利用の 方 針	土地の高度利用を推進し、併せて後背地の住居環境が保全されるよう誘導する。
	地区施設の 整備方針	町道（幅員9m）を適正に配置し、整備する。
	建築物等の 整備方針	軽工業の利便増進を図るため、建築物等の用途の制限等を定める。

【変更前】

変更箇所

名 称	ユウス 夜臼地区計画	
位 置	新宮町大字 ^{シモノフ} 下府	
面 積	約3.0ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の 目 標	本地区の一部は、都市計画道路3・3・2湊三代線の高架部分であること、またJR鹿児島本線に近接していることを考慮し、当該道路整備と併せて、その沿道地域の特性にふさわしい工業の利便の維持増進を図る。
	土地利用の 方 針	土地の高度利用を推進し、併せて後背地の住居環境が保全されるよう誘導する。
	地区施設の 整備方針	町道（幅員9m）を適正に配置し、整備する。
	建築物等の 整備方針	軽工業の利便増進を図るため、建築物等の用途の制限等を定める。

福岡広域都市計画地区計画の変更 新旧対照表

【変更後】

変更箇所

地区施設の配置 及び規模	道 路	
		幅員 9.0m 延長 約580m 幅員 7.5m 延長 約 20m 幅員 6.0m 延長 約100m 幅員 4.0m 延長 約 20m
地区整備計画 に 関 する 事 項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 建築基準法別表第2(る)項に該当するもの 2 ホテル又は旅館 3 ゴルフ練習場、バッティング練習場等その他これらに類するもの 4 カラオケボックスその他これらに類するもの 5 マージャン屋、 <u>ぱちんこ屋</u> 、射的場又は勝馬投票券発売所、 <u>場外車券売場</u> 等 6 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 7 <u>キャバレー</u> 等その他これらに類するもの 8 老人ホーム、老人福祉センター、 <u>福祉ホーム</u> 又は児童厚生施設等 9 建築基準法施行令第130条の7に該当する規模の畜舎 10 自動車修理工場等その他これらに類するもの 11 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理施設 12 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造施設
	建築物等の形態又は意匠の制限	自己の用に供する広告物・看板類で次の要件を満たすもの以外は設置してはならない。 1 一辺(脚長を除く。)の長さが1.2m以内のもの 2 最大表示面積(表示面が二面以上あるときはその合計)が2㎡以内のもの 3 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの
	<u>垣又は柵</u> の構造の制限	門の高さの最高限度は1.5m 塀(生け垣を除く。)の高さの最高限度は1.2m

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

建築基準法及び同法施行令の改正に伴い、所要の既定整理を行うとともに、住居表示等地区計画の表記を統一するため、本案のとおり地区計画を変更するものです。

【変更前】

変更箇所

地区施設の配置 及び規模	道 路	
		幅員 9.0m 延長 約580m 幅員 7.5m 延長 約 20m 幅員 6.0m 延長 約100m 幅員 4.0m 延長 約 20m
地区整備計画 に 関 する 事 項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 建築基準法別表第二(ぬ)項に該当するもの 2 ホテル又は旅館 3 ゴルフ練習場、バッティング練習場等その他これらに類するもの 4 カラオケボックスその他これらに類するもの 5 マージャン屋、 <u>パチンコ屋</u> 、射的場又は <u>馬券・車券発売所</u> 等 6 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 7 <u>キャバレー</u> 、 <u>ダンスホール</u> 等その他これらに類するもの 8 老人ホーム、老人福祉センター、 <u>身体障害者福祉ホーム</u> 又は児童厚生施設等 9 建築基準法施行令第130条の7に該当する規模の畜舎 10 自動車修理工場等その他これらに類するもの 11 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理施設 12 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造施設
	建築物等の形態又は意匠の制限	自己の用に供する広告物・看板類で次の要件を満たすもの以外は設置してはならない。 1 一辺(脚長を除く。)の長さが1.2m以内のもの 2 最大表示面積(表示面が二面以上あるときはその合計)が2㎡以内のもの 3 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの
	<u>かき又はさく</u> の構造の制限	門の高さの最高限度は1.5m 塀(生け垣を除く。)の高さの最高限度は1.2m

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画道路3.3.2湊三代線整備と併せ、その沿道地域の特性にふさわしい軽工業の利便の維持増進を図りつつ、後背地の住居環境を保全するため、本案のとおり決定するものである。